

## 管 理 規 程

### 埼玉県公営企業管理規程第六号

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年四月十五日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十二年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「管理部長、」を削り、同条第一項中「管理部長及び」及び「管理部長にあつては別表第三及び別表第四の管理部長の専決事項の欄に、水道部長にあつては」を削る。

第八条中「管理部長、」を削る。

第九条第二項第四号中「管理部長又は水道部長」を「局長（ただし水道部にあつては水道部長）」に改め、同条第四項中「管理部長又は水道部長」を「局長（ただし水道部にあつては水道部長）」に改める。

第十三条第二項第三号及び第三項中「管理部長又は水道部長」を「局長（ただし水道部にあつては水道部長）」に改める。

第十七条第二項中「管理部長」を削り、「水道部長」の下に「（ただし水道部以外にあつては、当該事務の主務課長）」を加え、同条第三項中「管理部長の専決することができる事項に係る事案について、管理部長が不在のとき又は」を削る。

別表第三職員の服務に関する事務の項管理者決裁事項の欄1から4まで、6、8、10、12、13及び15中「管理部長」を削り、同項局長及び参事の専決事項の欄1、2、4及び17中「副参事」の下に「総務課長、財務課長、地域整備課長、主席工事検査員、地域整備事務所長」を加え、同項管理部長の専決事項の欄を削る。

別表第四地域整備に関する事務の項局長の専決事項の欄に「1 分譲用地及び建築物等の転売又は転貸を承認すること。2 公共施設等の引渡しに関すること。3 公共用地の引渡しに関すること。4 分譲用地の一時的、臨時的な貸付けに関すること。」を加え、同項管理部長の専決事項の欄を削る。

### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。